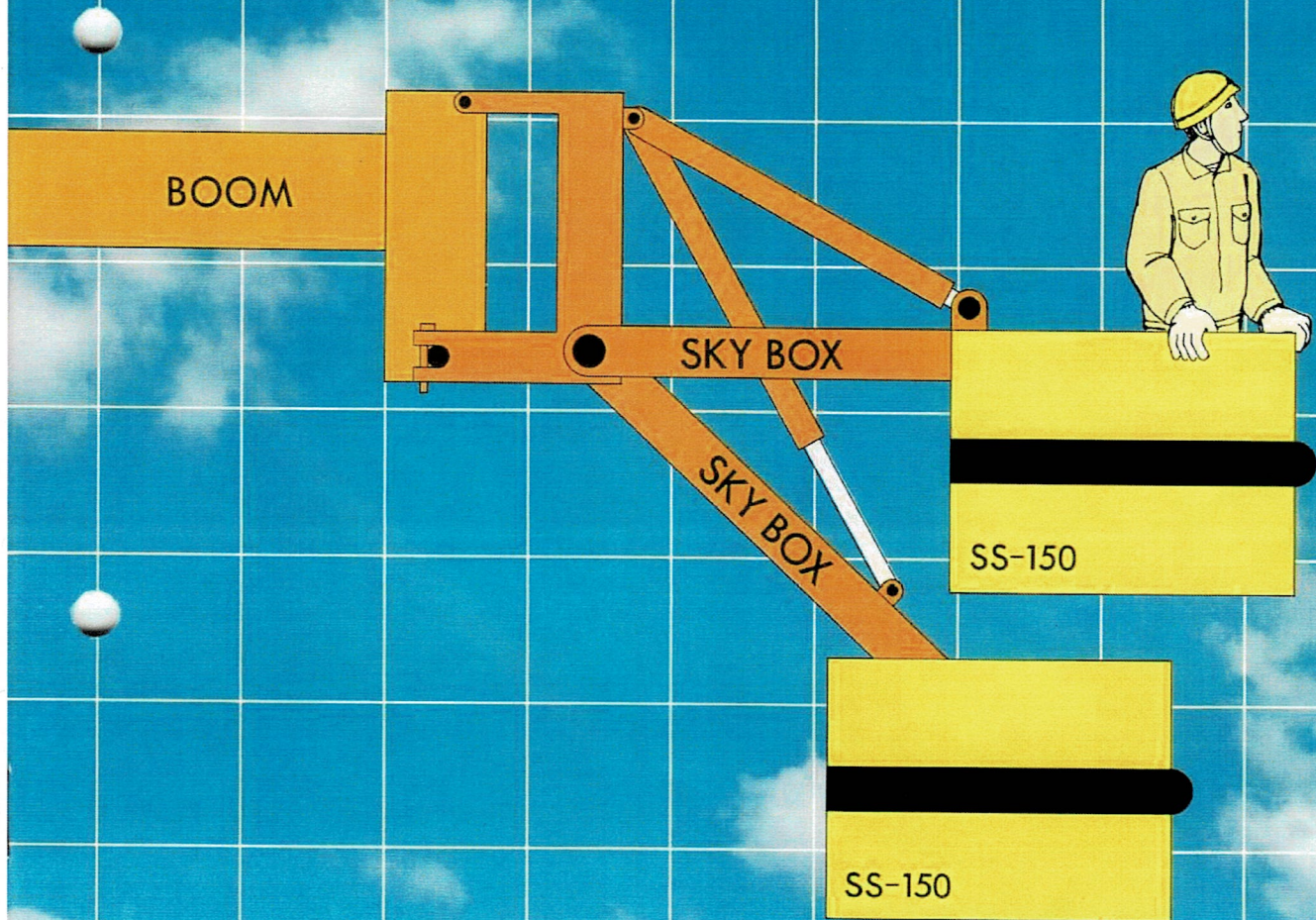


移動式クレーン装着型

高々度作業用とう乗設備

スカイボックス



ご挨拶

この度、弊社が開発した移動式クレーン装着型とう乗設備のスカイボックスは、最近の大型構造物の建設工事や保守点検作業に使用するもので、主にビル工事・サイロ・タワー・タンク・造船・コンビナート等、既存のML(モーメント・リミッタ)付き高所作業車では対応できない部分をカバーするために製作されたものであります。

油圧クレーンをベースマシンとして使用することにより、とう乗者が高さにおいても作業半径においても、より安全で十分な作業が保障されます。

安全面においては、スカイボックスを装着した状態でも、積載重量に応じてクレーンとしてのモーメントリミッタが作動しますので安全に作業が出来ます。

既存の高所作業車
にはない特徴として

1

高々度の作業が
できます。
(100m以上も可)

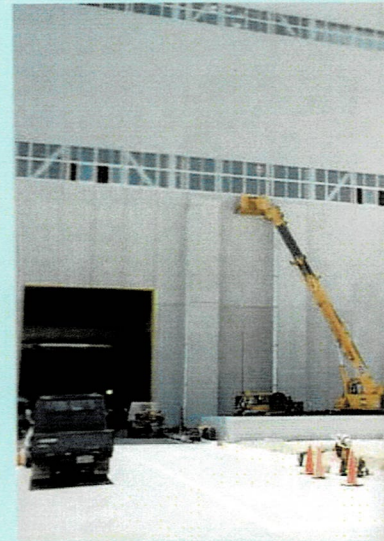
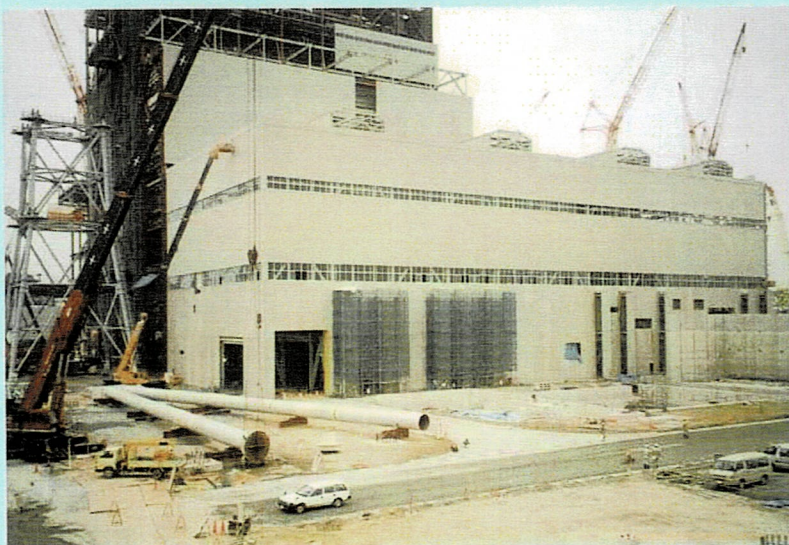
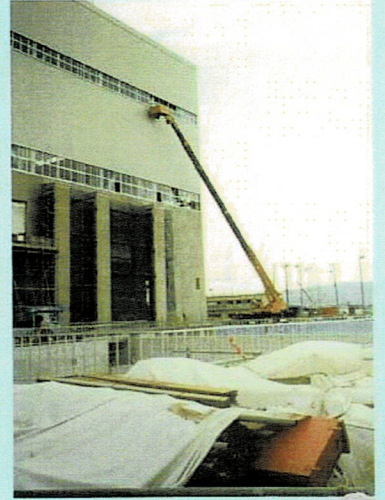
2

広い作業半径が
とれます。
(30m以上も可)

3

積載重量が大きい。
(作業員も含めて
500kg以上も可)

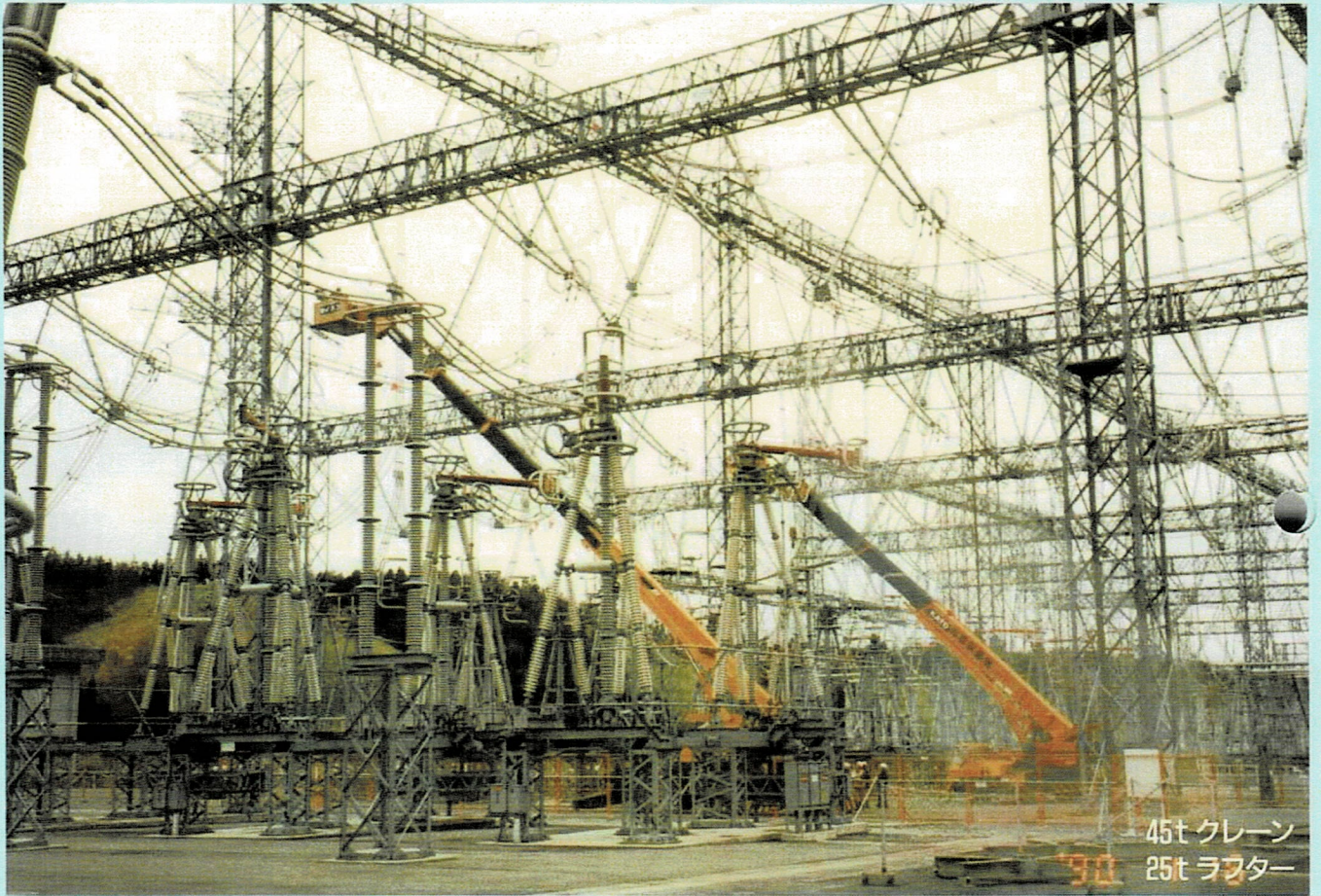
火力発電所 (作業半径10m、高さ40m)



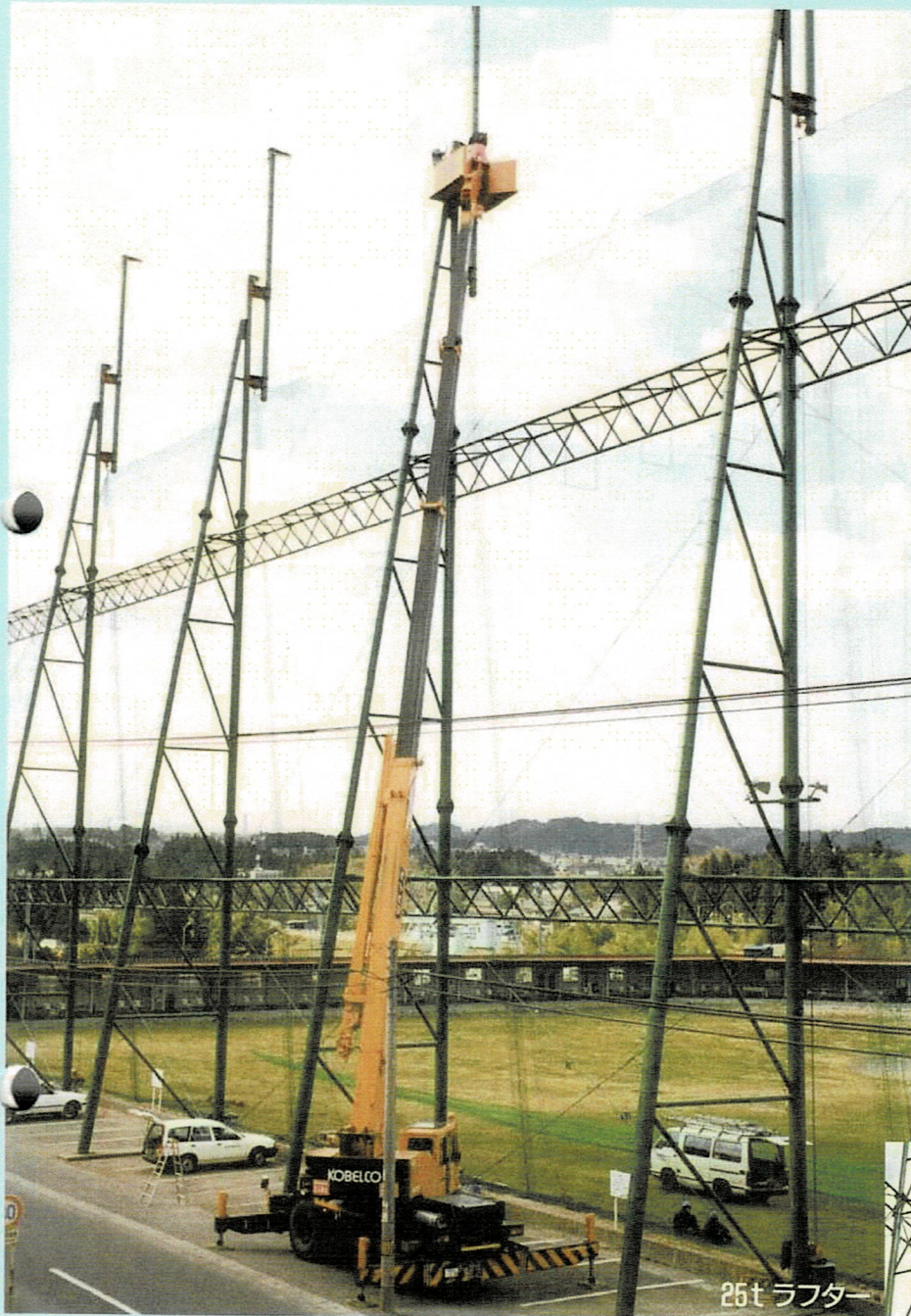
研究所ビル(作業半径25m、高さ25m)



変電所配線工事(作業半径15m、高さ25m)



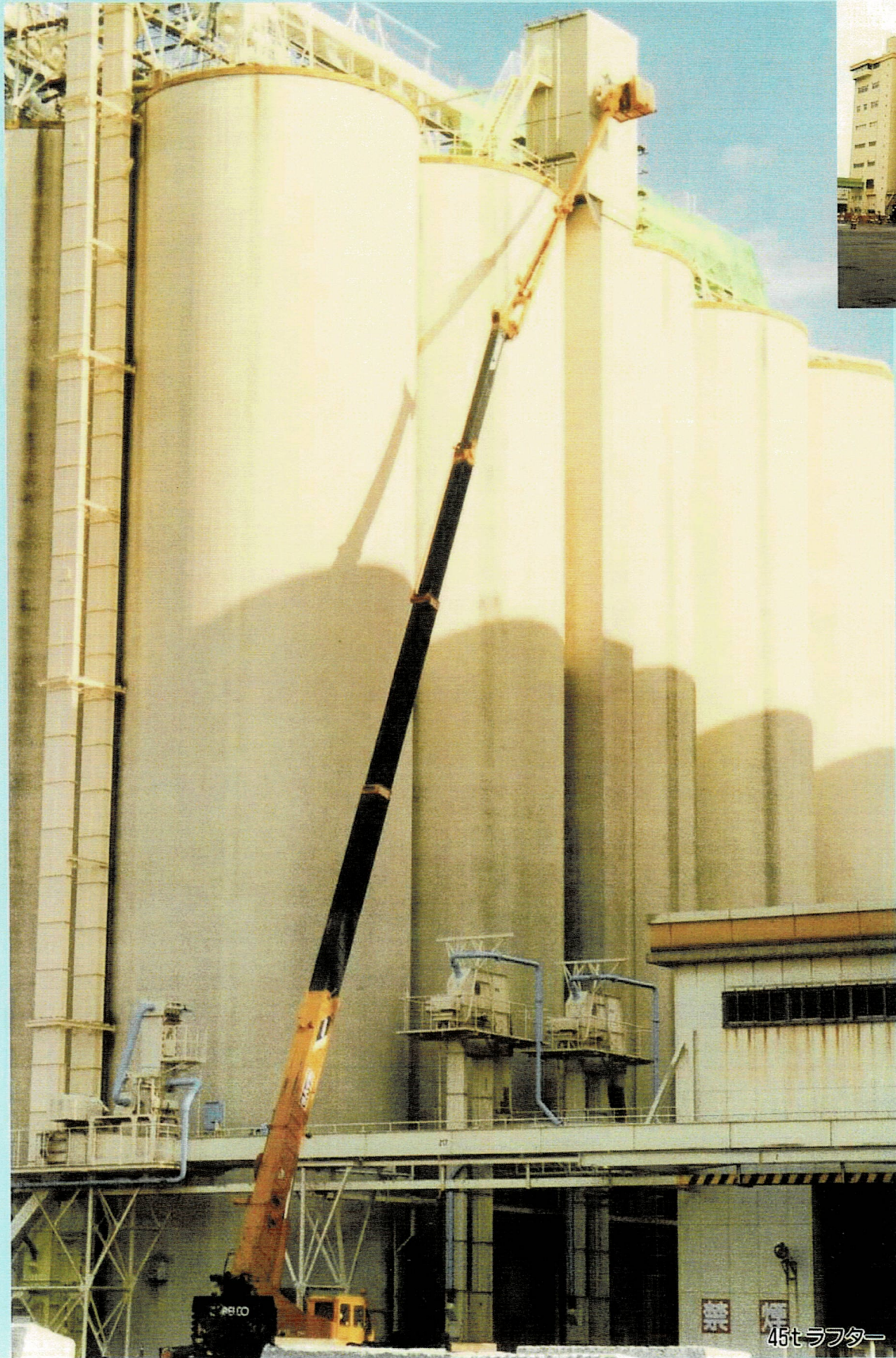
ゴルフ練習場(作業半径8m、高さ30m)



25t ラフター

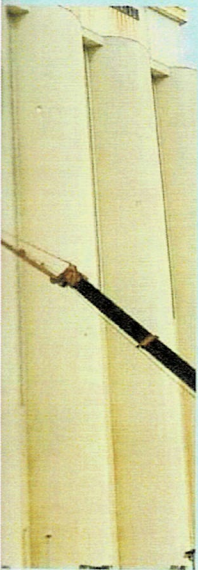
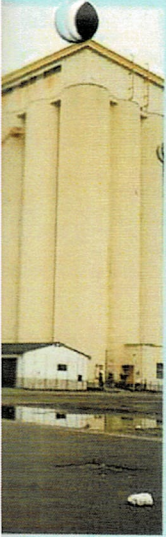


飼料サイロ (作業半径20m、高さ50m)



45t ラフター

新築ビル壁面タイル補修工事(作業半径10m、高さ30m)



屋内プール(作業半径20m、高さ20m)



25t ラフター

飼料サイロシーリング工事 45tラフター



電光掲示板シーリング



工場建屋内補強工事

木造帆船艀装工事



照明灯配線工事



工場外壁シーリング

使用上の注意

1. 既存のML付き高所作業車では対応できない作業についての限定使用を望む。
2. クレーン車に装着については、吊りフックを取り外すこと。
3. とう乗する作業員は必ず安全帯を着用し、ボックス内からの転落を防止すること。
4. とう乗者についての資格要件は特に無い。
5. とう乗設備と、とう乗者との総重量の1.3倍に相当する重量に500キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。

主要諸元

仕様		型式	SS-120	SS-150	SS-180
寸法	縦		1.2m	1.5m	1.8m
	横		1.2m	1.5m	1.8m
	高さ		0.95m	0.95m	0.95m
積載荷重			人員2名+100kg=250kg	人員2名+200kg=400kg	
材質			鋼管フレーム、鋼板		
本体重量			200kg	400kg	500kg
駆動電源			バッテリー70A(12V)×2個		
水平保持機構			制御装置：傾斜計(誤差 ±3°)使用による自動水平動作 傾斜角度：0°～90°/水平用動力：電動油圧シリンダ		
旋回機構			旋回範囲：左45° 右45° / 旋回速度：17mm/S 旋回用動力：電動シリンダ		
安全帯取付金具			ボックス中央部に設置		

※ボックス床の形は特殊形状による。(実用新案申請中)

クレーン等 安全規則

●塔乗の制限

- 第26条 クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて、作業させてはならない。
- 第27条
1. 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。
 2. 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するための次の事項を行わなければならない。
 - (1) とう乗設備の転移及び脱落を防止する措置を講ずること。
 - (2) 労働者に安全帯その他の命綱を使用させること。
 - (3) とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。
 3. 労働者は、前項の場合において安全帯の使用を命じられたとき、これを使用しなければならない